

『東京近郊に於ける青物市場に関する調査』

の紹介と分析

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I はじめに
- II 内容の紹介
- III 結論的覚書

I は じ め に

昭和30年代におけるいわゆる「高度経済成長」を切っ掛けとして、「流通革命」の聲が轟しい。生鮮食料品市場もまたその例に洩れぬところは周知の次第であろう。

だが、生鮮食料品市場が、日本資本主義の発達過程で、既に一度（大正後期～昭和前期）大きな変革を経験していることについては、当該業界はいざ知らず学界ではこれまでのところその重要性の割にはあまり注目されていない。¹ 生鮮食料品市場の変革過程の分析という視角が、産業革命期における農・漁業構造の実態を明らかにし、かつ当該産業革命の完成期を確定するための不可欠の視角であるにも拘わらず。それはともかく、そうした研究史上の実態をよそに、日本資本主義はその発達過程において、大正後期から昭和前期にかけて、生鮮食料品市場問題に関する（公法上のみならず私経営上の）歴大な史料を残してくれている。

1 この点、作道洋太郎「近代大阪における流通機構の再編成—生鮮食料品の場合—」（宮本又次編『大阪の研究』清文堂、1967年）は注目すべき業績である。

こうした現状認識の上に立って、私は嚮に「中央卸売市場法の成立と生鮮食料品市場の構造—日本資本主義発達史の一齣—」（『松山商大論集』第18巻第6号所収）で、大正12（1923）年に公布、施行された中央卸売市場法の経済的位置付けを図った。すなわち、この法律が、従来の日本の生鮮食料品の流通機構の維持ないしは変革に対して及ぼした効果・影響について検討したのであった。

すでに推測されるように、私の究極の目標は、生鮮食料品——すすみでは商品一般の——流通構造の変革過程の検討を通して従来の研究史の欠陥を修正し、日本資本主義の一般性と特殊性をより明確にすることにある。その意味においては、まだまだ果たさなければならぬ基礎的作業が数多く残っている。本稿は、そうした作業の一環として作成される。

さて、東京市中央卸売市場は、中央卸売市場法に則って昭和10（1935）年2月に開設される。この開場に先立って、東京市当局は東京市内および近郊の卸売市場の調査を行なった。

ここに取り上げ紹介する資料は、『昭和四年二月 東京近郊に於ける青物市場に関する調査 東京市役所』という表題のもとに、全篇167ページの冊子にまとめ、この時、謄写に換えて印刷に付されたものである。

すなわち、緒言にいう。「本書は曩に出版したる『東京に於ける青物市場に関する調査』の姉妹篇ともいふべく東京市中央卸売市場法施行区域外都市計画区域内に於ける青物、魚及生花の各卸売市場最近の状況に就き実地調査したる所を輯録せるものなり。」

よって明らかなように、私達はこの東京市商工課の作成した調査書から、中央卸売市場開設前の東京近郊における生鮮食料品流通構造の実態を知ることができる。それに、この資料は、現在のところ私達の当面の関心に応え得る唯一のもののように思う。

さて、それでは、東京市中央卸売市場開設前、昭和前期の東京近郊にお

ける生鮮食料品の流通構造の実態はどうであったのだろうか。中央卸売市場法が直面しなければならなかった現実はいかなるものであったのだろうか。早速、それを本書によって窺ってみよう。

II 内容の紹介

本書が調査した青果市場は、29市場である。それに緒言からもわかるように、本書は表題の意味するところとは幾分ことになって、魚市場についても2市場を調査している。そして、原則として、「1概況(名称・位置・規模)」、「2沿革」、「3組織及経営者」、「4市場内営業者」、「5荷主及買人」、「6運搬」、「7営業時間及休日」、「8取引方法」、「9取扱高及市場の経費」、「10市場内の掃除」の10項目を設け、それぞれ事実を記述している。

さて、そこで当面の関心に従って、それらの事項を選択・紹介していく。まず、第1表市場一覧表により、市場名・所在地・創立・問屋数・投師数を表示しよう。

ここで注目すべきは次の2点である。(i)創立の時期は圧倒的に大正期が多い。(ii)各青果市場における「投師」の存在。

ところで、創立時期の問題については、その多くは、たとえば蒲田青物市場の「沿革」の項が「田中八郎氏外五名の組合組織にて大正十三年四月七日市場開設の許可を受け翌月営業を開始せり」というほどの記述であり、各市場ともその前史については十分にはわからない。ただ、小島食品市場だけの例であるが、その「沿革」の項で「大正元年組合員七名を以て青果市場を開始し問屋業務を営み今日に至りしが正式に警視庁の許可を受けたるは大正十四年十月二十六日なり」という具合に記述している。従って、開設許可以前における事実上の存在を想定し得なくもないが、——小島食品市場の場合は例外であるから、かく明記したものと考えて——本稿では

記述どおりに取り敢えず創立時期を確定しておきたい。

第1表 市場一覧表

市場名	所在地	創立	問屋数	投師数
① 大井町食品市場	荏原郡大井町1131	明治42	1	4
② 大森町青物市場	同 大森町483	大正10	1	3
③ 蒲田青物市場	同 蒲田町大字北蒲田816	同 13	1	1
④ 六郷食品市場	同 六郷町1064	昭和2	1	2
⑤ 矢口食品市場	同 矢口村大字小林285	大正15	1	3
⑥ 池藤組市場	同 池上町堤方996	同 元	1	3
⑦ 丸新青物市場	同 入新井町新井宿1300	同 7	1	3
⑧ 蛇窪食品市場	同 荏原町大字下蛇窪83	同 13	1	4
⑨ 目黒食品市場	同 同 町大字戸越137	同 13	1	2
⑩ 萬寅食品市場	同 同 町大字戸越297	同 4	1	3
⑪ 調布青果物食品市場	同 東調布町大字下沼部935	同 13	1	3
⑫ 第三丸新馬込市場	同 馬込村字永原3202	同 14	1	6
⑬ 世田ヶ谷青物市場	同 世田ヶ谷町大字池尻382	明治40	1	5
⑭ 太子堂(岩)食品市場	同 同 町大字太子堂332	大正15	1	2
⑮ 太子堂青物市場	同 同 町大字太子堂444	同 元	1	2
⑯ 駒沢青物市場	同 駒沢町大字上馬42	同 9	1	2
⑰ 玉川食品市場	同 玉川村大字用賀1566	同 14	1	1
⑱ 松沢食品市場	同 松沢村大字松原838	同 14	1	1
⑲ (豊)杉並食品市場	豊多摩郡杉並町大字馬橋16	同 15	1	2
⑳ 共同食品市場	同 井荻町大字荻窪40	同 6	1	3
㉑ 萬屋食品市場	同 野方町大字下沼袋1170	同 13	1	1
㉒ 丸八食品市場	同 井荻町大字下井草781	同 13	1	1
㉓ 武蔵野青物市場	北豊島郡上板橋町大字江古田2148	同 15	1	1
㉔ 下宿青物市場	同 下練馬町大字下宿3	同 14	1	20
㉕ 岩淵青物市場	同 岩淵町大字赤羽384	同 8	1	5
㉖ 西新井青物市場	南足立郡西新井村大字興野473	同 14	1	6
㉗ 四ツ木食品市場	南葛飾郡本田町大字上木下川149	同 12	7	5
㉘ 葛西食品市場	同 葛西村大字長島936	同 14	2	0
㉙ 小島食品市場	同 同 村大字下今井441	同 元	1	0
㉚ 大森魚市場	荏原郡大森町146	明治24	1	※3
㉛ 東京北魚市場	南足立郡新井村大字本木字堤外耕地3183の2外47番地	大正15	78	※7

注 ㉚㉛の投師数欄は仲買数。

また、投師とは、「荷主及買人」の項で、たとえば「投師は京橋、神田両市場より蔬菜果物を搬入し来り」(太子堂青物市場)、或は「千葉県市川、

八幡、船橋及千住方面より出荷」(共同食品市場)、或は「買人は多く投師にして当市場の貨物を東京方面へ搬出す」(下宿青物市場)、或は「漬菜類は投師に依り神田、京橋、東洋、江東の各市場へ搬出せらる」とされるように、卸売市場と生産地、卸売市場と卸売市場との間に介在して青果物商品取引に携わっていたものである。

次に第2表によって取引関係の一覧表をみておこう。

卸売市場の営業体には、個人・組合・合資会社・株式会社の4基本形態が認められる。このうち、⑨⑩⑪の株式会社形態の場合、株主に生産者の参加がみられる。また、⑬⑭の事例にはその成立過程に生産者の参画がみられる。が、総じて、青果問屋業者、水産問屋・仲買業者によって経営されているのが一般である。

荷物は大きくわけて、旅荷と近郷荷に2分される。青果物の場合、取扱商品の殆んどは近郷荷である。東京府と神奈川県産のものがこれになる。また当該卸売市場の地理的位置によっては、埼玉県・千葉県産のものが含まれる場合がある。(この点第3表を参照せよ) 近郷荷の多くは生産者自身によって持ち込まれる。たとえば、「荷主は主として附近の生産者にして荏原郡六郷町、羽田町、大森町、東調布町、玉川村及神奈川県橋村、日吉村並に御幸地方より来る」(六郷食品市場)、「荷主は殆んど附近の生産者にして其出荷地は松沢村、千歳村、世田ヶ谷町、和田垣内町、高井戸町等なり」(松沢食品市場)と記述されるとおりである。また、旅荷は直接遠隔地荷主より、或いは投師、或いは神田・京橋・板橋・江東・品川などの問屋より回送・送荷されて来る。

水産物の場合、問屋経由のものと荷主直送のものがある。すなわち、⑩については「主なる出荷地は神奈川県各地、静岡県焼津、沼津、小田原、千葉県上総勝浦、下総銚子、茨城県波先、東京湾内の一部にして荷主より直送し来る。関西、三陸、北海物は東京魚市場問屋経由のものと荷主直送のものあり前者は総額の六分にして荷主直送は四分なり」、⑪については

第2表 各市場取引関係一覧表

市場名	営業者	旅荷	出荷	荷買	人荷主	荷主の取引	と引	買の取引	と引	小売商組合
①	個人	静次, 青	千和, 和	60	100	委託		糶		120
②	合資会社	静次, 青	千愛, 知	100	60	〃		〃		在
③	組合	千		25	35	〃		〃		
④	〃	和山	静茨, 梨	160	70	〃		〃		230
⑤	〃	—		30	30	〃		〃		100
⑥	個人	静		40	30	〃		〃		
⑦	〃	—		50	50	〃		〃		
⑧	〃	静	埼茨, 静	60	60	〃		〃		在
⑨	株式会社	和山	静新, 青	90	80	〃		〃		80
⑩	〃	大阪	静	60	60	〃		〃		63
⑪	組合	埼		45	60	委託(投9分)		〃		100
⑫	個人	千		40	70	委託		〃		
⑬	〃	—		50	50	〃		〃		38
⑭	〃	—		45	35	〃		〃		40
⑮	〃	埼		50	60	〃		〃		70
⑯	組合	静	千	60	50	〃		〃		53
⑰	株式会社	—		30	30	〃		〃		40
⑱	個人	—		35	40	委託買入		糶, 相对		80
⑲	組合	北山	青静, 梨	70	60	委託		糶		48
⑳	〃	山梨	埼千	20	20	委託差値		糶, 相对		12
㉑	個人	—		20	20	委託		糶		34
㉒	〃	—		15	15	〃		糶, 相对		37
㉓	組合	—		15	35	〃		糶		
㉔	個人	—		小10投	20	35	〃	〃		
㉕	株式会社	静		50	50	〃		〃		32
㉖	組合	—		50投	70	〃		〃		
㉗	株式会社	静		120	100	〃		糶, 相对		
㉘	個人兼仲	(神田板橋)				〃		糶		
㉙	〃	(京橋)		30	20	〃		〃		
㉚	組合兼仲	神静, 千, その他		500	100	〃		相 对		
㉛	株式会社兼仲	築地, 北, 三陸茨, 千, 静, 小笠原, 台湾		1,500		〃		(不明)		

- 注 (1) 旅荷出荷欄の文字は原則として、府県名の頭文字。
(2) ㉘㉙㉚㉛は仲買業も兼ねるので、旅荷出荷欄に問屋市場の名称もあげた。
(3) 市場名欄の番号は第1表の同欄番号に照応する。
(4) 兼仲とは問屋業のみならず仲買をも兼ねることを指す。

「当市場に於て取扱はるゝ商品の約六割は築地魚市場より購入するもの」と記すとくである。

次に、こうした荷主（この場合に限って、生産者・投師・問屋などすべての出荷者を指すに用いる）と各市場の問屋業者との間の取引方法は総じて委託である。問屋の販売手数料は通例「一般荷主に対しては一割とし投師又は他の問屋の貨物に対しては八分にして何れも代金決済の場合に之を控除す」（蛇窪食品市場）という形態が、一般的慣行となっている。⑩⑪の水産物の場合は7分。ただし、⑪は投師から9分の手数料をとっている。さらに⑬は、青物を除く筍・馬鈴薯・玉ネギは買入であり、かつこれらに限り、「買入」との間は相対取引を行なう。また⑭は葉物類以外は差値にて出荷せられ、「買入」との間は相対取引を行なうという少数例がある。

「買入」は、殆んど小売商人である。⑮⑯には投師がみられるが、これは例外といってよい。問屋と「買入」との間の取引方法は総じて糶である。ただし、既述のほか⑰は果物について相対取引、⑱は「午前六時頃より開市に至る約二時間の間に於ては^(ママ)相等取引行はるゝ慣習あり但し其数量は極めて少額なり」、⑳の総て相対取引の少数例がある。

以上によって、概括的実態をながめてきたわけだが、次にそれらの卸売市場業者＝問屋の経営の実態を知るために「市場定款」の類を紹介しよう。以下に記するは幸いにして、本調査に採録されたものの全てである。

株式会社岩淵市場定款

第一章 総則

第一条 本公司ハ株式会社岩淵市場ト称シ本社ヲ東京府北豊島岩郡淵町ニ置ク

第二条 本公司ハ農産物、海産物及肥料売買並ニ仲介之ニ附随スル事業ヲ営ムヲ以テ
目的トス

第三条 本公司ノ資本総額ハ金五萬円トス

第四条 本公司ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿三十ケ年トス

前項ノ期間ハ株主總會ノ決議ヲ以テ延長スルコトヲ得

第五条 本公司ノ公告ハ東京市ニ於テ発行スル時事新報ニ掲載ス

第二章 株式

第六条 本公司ノ株式總數ヲ一千株トシ一株ノ金額ヲ金五拾円トス

第七条 本公司ノ株券ハ記名式トシ一株券五株券ノ二種トス

第八条 本公司ノ株金第一回払込ハ一株ニ付金十二円五十錢トシ第二回以後ノ払込金額及時期ハ必要ニ応シ取締役會決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 株金ノ払込ヲ怠リタル者ハ其払込期日ノ翌日ヨリ払込当日迄金百円ニ付キー日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払ヒ尚延滞ニ因テ生シタル損害ヲ負擔スルモノトス

第十条 本公司ノ株式ヲ売買譲渡セントスル時ハ双方其株券ノ裏面ニ署名捺印シ本公司所定ノ書式ニヨリ名義書換請求書ヲ提出シテ株式名義ノ書換ヲ請求スヘシ

第十一条 株券ヲ毀損若クハ喪失シタル者ニシテ再交附ヲ請求スル時ハ本公司ハ其事実ヲ証明シ得ル書類ヲ徴シタル後請求者ノ費用ヲ以テ三日間本公司ノ公告スル新聞紙ニ公告シ滿三十日ヲ経テ異議ヲ申出ツル者ナキ時ハ新株券ヲ交付スヘシ

第十二条 新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ手数料トシテ新株券一株ニ付キ金三十錢名義書換ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付キ金十錢ヲ支払フヘシ

第十三条 本公司ハ毎決算期末日ノ翌日ヨリ定時總會終結ノ日マテ株券ノ名義書換ヲ停止ス臨時株主總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其總會終結ノ日迄亦同シ

第十四条 株主ハ住所及印鑑ヲ本公司ニ届出ツヘシ株主ノ法定代理人ハ代理權ヲ証スル書面ヲ添ヘ其氏名住所印鑑ヲ本公司ヘ届出ツヘシ

第十五条 外国ニ居住シ又ハ居住セントスル株主ハ適當ナル代理人ヲ日本帝国内ニ置キ其旨本公司ヘ届出ツヘシ日本国内ニ居住スルモ郵便到達七日以内ノ地域ニ在ラサルトキハ右地域内ニ仮住所ヲ定メ本公司ニ届出ツヘシ

前段ノ届出ヲナサザル時ハ本公司ハ諸般ノ通知ニ関シ其責ニ任セサルモノトス

第三章 役員

第十六条 本公司ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役七名以内、監査役三名以内

第十七条 取締役ハ本公司ノ株式三十株以上監査役ハ同二十株以上所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第十八条 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名、専務取締役一名ヲ選任ス取締役會ノ決議ニヨリ相談役及顧問ヲ囑託スル事ヲ得

第十九条 取締役ノ任期ハ三ヶ年監査役ノ任期ハ二ヶ年トス但シ任期満了ノ時其任期中ノ最終ノ配当期ニ関スル定時總會未タ終結セサル時ハ其終結ニ至ル迄其任期ヲ伸張ス

第二十条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタル時ハ臨時總會ヲ招集シ補欠選挙ヲ行フ其補欠員ノ任期ハ前任者ノ残期間トス但現在法定数ヲ欠クコトナク業務ニ差支ナキトキハ次ノ改選期マテ其補欠選挙ヲ延期スルコトヲ得

第二十一条 取締役ハ任期中自己所有ノ本公司株式三十株ヲ監査役ニ供託スルモノトス取締役退任後ト雖モ在任期間ノ計算ニ付株主總會ノ承認ヲ經タル後ニ非レハ返還セサルモノトス

第二十二条 役員ノ報酬ハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 株主總會

第二十三条 本公司ノ株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス定時總會ハ毎年六月十二月ノ二度ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ応シ之ヲ開ク

第二十四条 總會ノ議長ハ社長之ニ当リ社長事故アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル

第二十五条 株主總會ハ予メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ渉ルコトヲ得ス

第二十六条 株主總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外ハ出席株主議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十七条 株式總會ノ決議ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上記名捺印ノ上本公司ニ保存スルモノトス

第二十八条 株主ハ所有株式一株毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス

第二十九条 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスル時ハ其代理人ハ本社ノ株主タルコトヲ要ス

第五章 計算

第三十条 本公司ノ計算ハ毎年五月末日及十一月末日ヲ以テ之ヲ為シ財産目録、貸借対照表、營業報告及損益計算書ヲ作り監査役ノ調査ヲ經テ定時總會ニ提出シ承認ヲ得ルモノトス但取締役會ノ決議ニヨリ初期計算ニ限リ次期計算ト合併スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二十三条ノ定時總會ヲ省略スル事アルヘシ

第三十一条 本公司ハ每期總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ前期繰越金アル時ハ之ヲ合シテ左ノ通り処分ス

一、法定積立金百分ノ五以上

(ママ)
一、固定資産消却積立金 百分ノ五以上

一、株主配当金 若干

一、賞与金 百分ノ十以下

計算ノ都合ニ依リ純益金ノ一部ヲ別途積立金及後期繰越金トナス事ヲ得

第三十二条 利益配当金ハ毎期末現在ノ株主ニ之ヲ配当ス

第三十三条 当定款ニ定メナキ事項ハ総テ法律命令ノ規定ニ依ルモノトス

第三十四条 当会社ノ負担ニ婦スヘキ創立費用ハ金五百円以内トス

大正八年十二月十一日

我々は、「株式会社岩淵市場定款」の第二条を通して、青果物問屋業者が「米肥商」² 範疇と共通の性格を持つ商業資本であるという実例を得ることが出来る。

(ママ)
株式会社四ツ木食品市場定款

第一章 総則

第一条 本会社ハ商号ヲ株式会社四ツ木食品市場ト称ス

第二条 本会社ハ本店ヲ東京府南葛飾郡本田町大字上木下川百四十九番地ニ置ク

第三条 本会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一、野菜、果実、川魚、鳥、獣肉、鶏卵、米穀類ノ売買ヲ為ス

一、右営業ニ附帯スル一切ノ業務

第四条 本会社ノ資本金ハ金五万円トス

第五条 本会社ノ存立期間ハ会社設立ノ日ヨリ滿二十ヶ年トス

第六条 本会社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ三日間掲示スルモノトス

第二章 株式

第七条 本会社ノ総株数ハ二千五百株トシ一株ノ金額ヲ金貳拾円トス

第八条 株式ハ記名式トシ一株券、五株券、十株券ノ三種トス

(ママ)
事九条 株式ハ全額払込ムモノトス

第十条 株金ノ払込ヲ怠リタル者ハ其払込期限ノ翌日ヨリ払込当日ニ至ル迄金壹百円ニ付一日金四銭ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払ヒ且ツ之レカ為メ生シタル損害ヲ賠償

2 「米肥商」範疇の意義については、差し当たり、守田志郎『米の百年』御茶の水書房、1966年の24ページから33ページを参照のこと。

スベシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ義務ノ完済ニ至ルマテ其ノ株式ニ対シ名儀書換ヲ停止ス

第十一条 株主ハ住所及印鑑ヲ本公司ニ届出ツヘシ之レヲ変更シタル時亦同シ此届出
ヲ怠リタル為メニ生シタル義務ニ付テハ当会社ハ其責ニ任セス

第十二条 売買譲渡ニ因リ株式名儀書換ヲ要スル者ハ其株券ニ本公司所定ノ請求書及
其株式取得ノ原因ヲ証明スヘキ書類ヲ添ヘ差出スヘシ名儀書換ノ手数料ハ一株ニ付
金二十錢トス

第十三条 株券毀損又ハ分合ノ為メ新株券ノ交付ヲ要スル者ハ本公司所定ノ請求書ニ
其株券ヲ添ヘ差出ヘシ

株券ノ喪失ニ依リ再交付ヲ要スル者ハ本公司所定ノ請求書ニ其事實ヲ証明スヘシ
本公司ハ前項ノ請求ヲ受ケタル時ハ三日間以上其旨ヲ本店店頭ニ揭示シタル後六十
日ヲ経過スルモ他ヨリ故障ノ申出ナキ時ハ株券ヲ再交付ス新株券交付ノ手数料ハ株
券一枚ニ付キ金三十錢トス

第十四条 毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄株式ノ名儀書換ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十五条 本公司ノ定時株主總會ハ毎年一月七月ニ之レヲ開キ臨時株主總會ニ於テハ
予メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ渉ル事ヲ得ス

第十六条 株主ノ議決権ハ一株ニ付一個トス

第十七条 株主ハ代理人ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ本公司ノ株主
ニ限ルモノトス

第十八条 總會ノ議長ハ社長又ハ専務取締役之レニ当ル若シ差支アル時ハ他ノ取締役
之レヲ代理ス

第十九条 總會ノ議事ハ出席株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之レヲ決ス可否同数ナル時
ハ議長之レヲ決ス

第二十条 總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之レ
ニ署名捺印スルモノトス

第四章 役員

第二十一条 本公司ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 五名以下

監査役 二名以下

第二十二條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ取締役ハ本公司ノ株式五十株以上監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主ヨリ之レヲ選任ス

第二十三條 取締役ノ任期ハ三ケ年監査役ノ任期ハ二ケ年トス但シ補欠員ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

前項ノ任期満了スルモ任期中ノ最終ノ配当期ニ関スル定時株主總會ノ終結ニ至ル迄伸長スル事ヲ得

第二十四條 取締役及監査役ニ欠員ヲ生シタル時ハ補欠選挙ヲ行フ法定ノ員數ヲ欠カサル限り取締役會ノ決議ヲ以テ之レヲ延期スルコトヲ得

第二十五條 取締役ヲ互選ヲ以テ社長一名、専務常務取締役各一名ヲ選任ス

第二十六條 取締役會ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第二十七條 社長ハ会社ヲ代表シ社務ヲ処理ス専務取締役ハ社長ヲ補佐シ一切ノ業務ヲ執行ス

第二十八條 取締役ハ在任中其ノ所有ノ本公司ノ株式五十株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第二十九條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第五章 計算

第三十條 毎年六月十二月ノ末日ヲ以テ決算期トス

第三十一條 毎決算期間ニ於ケル總収入金ヨリ營業上ノ諸經費及損失ヲ控除シ其殘額ヲ利益金トシ左ノ標準ニ拠リ処分ス

一、法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上

一、別途積立金 同上

一、役員賞与金 同 百分ノ十以下

一、従業者奨励金 同 百分ノ十以上

一、従業者扶助金 同 百分ノ三以下

一、株主配当金 若干

一、後期繰越金 殘額

第三十二條 株主配当金ハ決算期ノ末日ニ於ケル株主ニ之レヲ配当ス

第三十三條 別途積立ハ本公司ノ事業一般ノ改良拡張其他必要ノ場合ニ於テ取締役會ノ決議ニ依リ之レヲ支出スルコトヲ得

第三十四條 株主配当金ハ支払期日ヨリ滿三ケ年経過スルモ猶受領セサル時ハ本公司

ノ所得トス

さらにまた、ここに「株式会社四ツ木食品市場定款」の第三条を通して当時の青物市場が単に青果物にとどまらず「野菜、果実、川魚、鳥、獣肉、鶏卵、米穀類」など、広範囲にわたる商品を扱うことを知った。

ところで、生鮮食料品流通構造のなかで、以上のような実態・諸規定の下におかれていた問屋業者なかんずく青果物問屋業者は、決して全くの無統制状態にあったのではない。彼等は聯合会を結成して、その權益を守ることにつとめている。

荏原青果市場同業組合聯合会規約

一、名称

第一条 本会ハ荏原青果市場同業組合聯合会ト称ス

二、趣旨目的

第二条 本会ハ同業者ノ親睦ヲ計リ一致協力以テ本会ノ信用ヲ助長シ業務上共通ノ利害ニ関スル事項ノ統一ヲ計ルヲ以テ目的トス

三、資格

第三条 本会ハ青果物問屋業者並ニ附属仲買業者及市場附属業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 本会々員ノ取扱フ可キ商品ノ種類ハ警視庁令ノ食品市場取締規則ノ定ムル所ニ依ル

四、事務所

第五条 本会ノ事務所ハ東京府荏原郡品川町大字南品川宿四三三^(ママ)地ニ置ク

五、事業

第六条 第二条ノ目的ヲ達スル為メ本会ハ左ノ事業ヲ行フ

一、不払者ニ対スル取締上興信部ヲ設置ス

興信部ノ規定ハ別ニ定ム

二、聯合会總會ヲ開催ス

三、諸官衙へ願届及交渉ノ代行ヲナス

四、旧来ノ弊習ヲ矯正シ取引ノ改善ヲ計リ是レカ普及ヲ企ツル事

六、役員

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、会 長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、会 計 一名
- 四、理 事 五名
- 五、評議員 五名

第八条 本会役員ハ毎年六月ノ定時總會ニ於テ選任シ會長、副會長、會計ハ互選ヲ以テ定ム

但シ當選シタル役員ハ之ヲ辞任スル事ヲ得ス

第九条 會長ハ會務一切ヲ処理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス理事、評議員ハ會長及副會長ノ指揮ヲ受ケ會ノ事務ヲ分掌ス

第十条 會長及副會長並ニ會計ノ任期ハ滿二ケ年トシ理事及評議員ノ任期ハ滿一ケ年ト定ム

但シ再選^(ママ)ヲ防ケス

七、會員

第十一条 本会々員ハ會費ヲ納ムル義務ヲ負フ

- 一、問屋業者 一ケ月 金五円也
- 二、仲買業者 同 金弐円也
- 三、附屬業者 一ケ月 金弐円也

但シ經常費ノ不足ヨシタル場合ニ於テハ定時總會ニ於テ決算報告ノ時ニ追加シテ按分徴収ス

第十二条 本会々員相互ノ取引ニ於ケル支払期間ハ特別ノ場合ヲ除ク外一週間ト定ム、若シ支払カ延滞シタル時ハ金壹百円也ニ対シ日歩金四銭ヲ負担スヘキモノトス

第十三条 本会々員ノ小売業者ニ対スル取引ハ現金売ヲ原則トス

八、入会及退会

第十四条 本会ニ新規加入セントスルモノハ本会々員二名以上ノ紹介ヲ要ス

第十五条 新規加入者ノ諾否決定ハ役員會ニ於テ決定ス

第十六条 役員會ニ於テ認諾シタル新規加入者ハ左ニ規定スル加入金ヲ本会ニ納付スヘキモノトス

- 一、加入金五拾円也ト定ム

第十七条 本会々員ハ除名又ハ廃業スルニアラサレハ本会ヲ脱会スル事ヲ得ス
但シ廃業ニ依ラスシテ強テ脱会セントスル者又ハ除名処分ヲ受ケタル者ハ金三千
円ノ違約金ヲ納付スヘシ

九、会計

第十八条 本会ノ会計ハ役員之ヲ管理ス

第十九条 毎月ノ経常費及ヒ新規加入ニ依ル加入金並ニ各項ニ該当スル違約金ハ総
テ本会ノ会計ニ編入ス

十、会議

第二十条 本会ノ定時総会ハ毎年一月、六月ノ二回ト定ム

但シ第二条ノ目的第六条ノ事業ヲ遂行センカ為メ場合ニ於テ随時役員会又ハ総会
ヲ開催ス

一、会長必要ト認メタル時

二、会員二名以上ヨリ申出アリタル時

第二十一条 総会召集案内状ハ協議事項及ヒ場所日時ヲ明記シ五日以前ニ本会員ニ
通達スルモノトス

但シ急ヲ要スル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二十二条 本会ノ定時総会及役員会議ノ議長ハ会長之ニ当リ臨時総会ノ議長ハ会
長又ハ会員中ヨリ之ヲ推選ス

但シ定時総会及役員会議ニ於テ会長ノ指名ニ依リ議長ヲ役員中ヨリ推選スルコト
ヲ得

第二十三条 会議ハ会員ノ過半数以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開ク事ヲ得ス、会
議ニ於テ議決シタル事ハ議長外出席会員^(マ)二各以上決議簿ニ記入ノ上会員記名捺印
シ是レカ実行ヲ為ス事

第二十四条 本規約ハ総会ノ決議ニ依リ改廃スル事ヲ得

十一、罰則

第二十五条 会員ハ会長並ニ小売業者中取引上支払フヘキ義務ヲ有スル売掛代金ヲ
満一ヶ月以上支払フ可キ誠意無キ者ハ不払者ト認メ会員各自ノ店舗ノ広告板ニ本
会興信部ノ発行スル取引中止ノ告示ヲナサシム可シ取引中止ヲ受ケタルモノニ對
シテハ本会々員ハ如何ナル事情アルモ一切ノ取引ヲ為サ、ル事

但シ本条規定ノ期間内ト雖モ市場ノ秩序ヲ攪乱スル力如キ行為ヲ為ス者且ツ成績

不良ニシテ情ノ悪ム可キ者ハ其不払ト否トニ拘ラス取引中止ヲ為スコトアル可シ

第二十六条 本会ノ取引中止処分ヲ受ケタル者ニシテ興信部ニ対シ其支払ヲ履行シ或ハ改悛ノ情顯著ナル者ハ役員会ノ指揮ニ従ヒ興信部ハ直チニ取引中止ノ告示ヲ解除シ会員ニ対シ従前通り取引ヲ為ス事ヲ通告スルモノトス

第二十七条 本会ノ興信部力小売業者ニ対シ取引中止処分ヲ執行スル時ハ役員ノ承認ヲ得テ其効力ヲ発生ス

但シ此場合役員過半数ノ承諾ヲ要ス

第二十八条 第二十五条ノ規定ニ依リ取引中止処分ヲ為シタル者ニ対シテハ本会々員ハ如何ナル事情アルモ絶対ニ取引ヲ為ス事ヲ得ス此規約ヲ無視シテ取引ヲナシタル者アル時ハ関係会会員ノ有スル債権全部弁償ス可キ義務ヲ負フモノトス

第二十九条 本会々員ニシテ本会並ニ本会々員ノ名誉ヲ毀損シ損害ヲ蒙ラシメタル者アル時ハ総会ノ決議ニヨリ除名又ハ金壹百円以上參千円以下ノ違約金ヲ直チニ徴収ス違約者ハ違約金ノ納付ヲ拒ム事ヲ得ス

第三十条 本会々員ニシテ不払者ノ債権額ヲ興信部ニ申告スル時ハ値引其他紛擾ヲ醸ササル程度ノ正味金額ヲ提示スル事

第三十一条 本会ニ不払者トシテ申告シタル債権会員ハ如何ナル事情アル共債務者ト直接和解スル事ヲ得ス総テ興信部ニ一任其解決ヲ待ツ事

第三十二条 前条規定ノ違反者ニハ第二十八条ノ罰則ヲ適用ス

第三十三条 前条項ノ罰則ニシテ事情ニ依リ謝罪状ヲ提出セシムル事アル可シ

第三十四条 本会々員力他ヨリ故ナクシテ營業上ノ脅威ヲ蒙リタル場合ニ於テハ全会協力一致シテ是レカ援助ヲ為ス事

十二、帳簿

第三十五条 本会ノ事務所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ会員ノ閲覧ヲ自由ナラシム

- 一、会規約
- 二、會計簿
- 三、決議簿
- 四、会員名簿
- 五、前記其他

第三十六条 本会ノ會計簿ニハ役員二名以上ノ調印ヲ要ス

(ママ)

第三十七条 本会員並ニ祖父母及父母妻又ハ相続人ノ死亡シタル時、火災水害其他
ノ災害アリタル時ハ^(ママ)吊慰金貳拾円也ヲ本会ヨリ贈呈スルモノトス
本規約ハ昭和二年七月二十一日公証役場ニ於テ之ヲ締結ス

会員名簿

品川町大字南品川宿四二九	相原光太郎
同 四三三	伊 沢 金 三
同 一五六	加藤力太郎
大井町四、一三一	高橋 鉄 二
大崎町大字上大崎六〇三	田 村 喜 八
六郷村大字八幡塚一、〇六五	竹 内 嘉 吉 ³ ④
池上村大字徳持八三五	大山市太郎⑤
松沢村字松原八三八	小 川 春 吉⑧
品川町南品川宿四二八	天 辻 三 郎
池上町大字堤方九九六	青 木 と み⑥
蒲田町北蒲田八一六	加 藤 三 蔵
品川町南品川宿四二八	山本鉄五郎
池上町大字雪ヶ谷八一八	直井国三郎⑩
神奈川県橋樹郡宮前村有馬五八二	内 田 光 春
品川町大字南品川宿四二七	大久保喜三郎
大崎町大字白金猿町八〇	菅 井 貞 治 郎
大森町沢田四八一	渡辺順太郎②
世田ヶ谷町池尻三六六	橋 本 誠 一⑬
同 太子堂四四四	島田三之助⑮
荏原町大字下蛇窪八三	桜 井 曾 造⑧
芝区二本榎西ノ町二	藤 原 鍋 吉
平塚町大字戸越一、一九七	満 島 惣 吉
入新井町大字新井宿一、三〇〇	田 中 八 郎⑦③⑫
目黒町大字上目黒六六三	樋 口 顕 嗣⑨
駒沢町上馬四三 駒沢市場株式会社 法定代理人	高 山 末 吉⑭

3 名前の次の番号は本文第1表の市場名欄の数字に照応する。但し、現在の段階でその相互関連が明らかなもののみを、私が附加して指摘した。

玉川村大字用賀一五六六 玉川食品市場株式会社 法定代理人 高山末吉[㊟]

組合役員

会長 田村喜八 副会長 相原光太郎

会計 伊沢金三

理事 島田三之助 田中八郎 満島惣吉 樋口頭嗣 加藤裕康

評議員 高橋鉄三郎 菅井真次郎 渡辺順太郎 橋本誠一 桜井魯造

ここで特徴的なことは、(i)問屋と仲買（この「仲買」が投師を指すのかどうかは不明）が共通の利害に立っていること、(ii)小売人対策が主眼、(iii)生産者対策がみられない、という3点であろう。

次に水産物市場の定款も掲げておこう。

株式会社東京北魚市場定款

第一章 ^(ママ) 則

第一条 本社ハ株式会社東京北魚市場ト称シ本社ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク

第二条 本社ハ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス

一、食品市場ノ経営

二、鮮魚其他海産物問屋業並ニ委託販売

三、土地家屋ノ取得並ニ賃貸借

四、買取橋ノ経営

五、其他前項ニ附帯スル一切ノ事業

第三条 本社ノ営業所ヲ東京府南足立郡西新井村ニ置ク

第四条 本社ノ公告ハ中外商業新報ニ之ヲ掲載ス

第二章 資本株式

第五条 資本金ハ金二十萬円ノ全額払込払トシ之ヲ一萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金二十
円トス

第六条 株式ハ記名式トシ一株券十株券ノ二種トス

第七条 株式ノ名義書換ハ所定ノ書式ニ依ル名義書換請求書ニ双方連署ノ上株券ヲ添
付シ之ヲ本社ニ差出スヘシ

相続遺贈等ニ因リ株式ヲ取得シタルモノハ其原因ヲ証スルニ足ル書類ヲ添付シ所定
ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社へ提出スヘシ

名儀書換手数料ハ一枚ニ付金二十銭ヲ徴ス

第八条 株券ノ分合又ハ汚損ノ為メ新株券ノ交付ヲ請求セントスルモノハ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添付シ之ヲ本社ニ提出スヘシ

株券亡失ノ為メ新券ノ交付ヲ請求セントスルモノハ本社ノ承認スル証人二名以上連署ヲ以テ所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ本社ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テ本社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨三日間新聞紙ニ公告シ最終公告ノ日ヨリ三十日ヲ経テ他ヨリ故障ノ申出ナキトキハ新券ヲ交付ス

新券交付手数料ハ一枚ニ付金五十銭ヲ徴ス

第九条 株主ハ住所及印鑑ヲ本社ニ届出ヘシ又其ノ変更アリタルトキハ之ヲ証スルニ足ル書類ヲ添へ其旨届出ツヘシ

亡失ニ依リ印章ヲ変更シタルトキハ本社ノ承認スル証人二名以上連署シタル証書又ハ公務所ノ印鑑証明書ヲ添付シ新ナル印鑑ヲ届出ツヘシ

株主ヨリ本社ニ提出スル文書ニハ総テ印鑑ニ符号スル印章ヲ押捺スル事ヲ要ス

第十条 株主前条各項ノ手續ヲ為サ、ルカ為メ生シタル結果ニ付テハ本社其責ニ任セス

第十一条 株式ノ名儀書換ハ毎年六月一日ヨリ其定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス臨時株主總會招集ノ通知ヲ為シタル日ヨリ其總會終結ノ日迄亦同シ

第三章 株主總會

第十二条 定時株主總會ハ毎年六月ニ開キ臨時總會ハ必要ニ応シ之ヲ開ク

第十三条 株主ノ議決権ハ一株ニ付一個トス

第十四条 株主ハ代理人ヲ以テ議決権ヲ行使スル事ヲ得

但シ代理人ハ本社ノ株主ニ限ルモノトス

第十五条 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第十六条 總會ニテハ予メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉リ決議スル事ヲ得ス

第十七条 總會ノ決議ハ総テ法律ノ規定ニ従フ可非同数ナルトキハ議長之ヲ裁決ス此場合ニ於テ議長ハ自己ノ議決権ヲ妨ケス

第十八条 總會ニ於ケル議事ノ要項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ署名捺印シテ本社ニ保存ス

(ママ)

四章 役員

第十九条 本社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役 十名以内

監査役 五名以内

第二十条 役員ハ本社ノ株式一百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選挙シ取締役ハ互選ヲ以テ社長及専務取締役各一名ヲ選任シ本社ノ事務ノ都合ニ依リ常務取締役一名ヲ選任スル事ヲ得

第二十一条 役員ノ任期ハ取締役三年監査役二年トス但シ終了期ニ於ケル事業決算ノ定時總會終了迄其ノ任期ヲ伸張ス

第二十二条 役員欠員ヲ生シタル場合ハ補欠選挙ヲ行フ補欠選挙ニ依リテ役員トナリタルモノ、任期ハ前任者ノ任期ニ依ル但シ法定ノ員数ヲ欠ササル時ハ次ノ選挙期迄補欠選挙ヲ為サ、ル事ヲ得

第二十三条 取締役ハ在任中其ノ有スル本社株式五十株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十四条 社長ハ本社ヲ代表シ一切ノ業務ヲ統轄シ社長事故アルトキハ専務取締役代理シ専務取締役事故アルトキハ常務取締役之ニ代ル

第二十五条 本社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ相談役及顧問ヲ置ク事ヲ得
相談役及顧問ハ共ニ重役会ニ出席シ意見ヲ述フル事ヲ得

第二十六条 役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第二十七条 本社ノ計算ハ前年六月ヨリ五月迄ヲ一營業年度トシ株主配当金ハ其計算期末日現在ノ株主ニ支払フモノトス

以上

これによって、水産物市場の間屋業者も広範囲の事業を営み、とりわけ「土地家屋ノ取得並ニ賃貸借」の記述から明らかなように地主資本の性格をも有していたことが知られる。

東京北魚市場組合規約

第一章 総則

第一条 当組合ハ東京北魚市場組合ト称ス

第二条 当組合ハ左ノ業務ヲ営ムト同時ニ組合員相互ノ和親協同ノ実ヲ挙ゲ取引上ノ信用ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス

(1) 食品市場ノ經營

(2) 其他前項ニ附帯スル一切ノ事業

第三条 当組合ハ魚介類塩乾魚及一般海産物ノ取引並ニ委託販売ヲナス間屋業者及仲買人ヲ以テ組織ス

第四条 当組員並ニ附属業者ハ組合ノ規約及命令ヲ遵守スヘシ

第五条 当組員ノ営業ヲナスヘキ地域ハ東京府南足立郡西新井村大字本木堤外耕地三千百八十三番地外五拾番地内トス

第六条 当組合ノ事務所ハ東京北魚市場内ニ置ク

第二章 組員

第七条 組員ノ新規加入者ニ対シテハ理事会ノ決議ヲ經テ總會ニ附議シ其筋ノ認可ヲ受クルモノトス

但シ相続並ニ譲渡ニ因リ營業權ヲ繼承セントスル者亦同シ

第八条 新規加入又ハ相続並ニ營業權ノ譲渡人ヨリ組合ニ加入セントスルモノハ左記条項ヲ具備シタルモノニシテ第二項以下ノ書面ヲ提出シ理事長ノ許可ヲ受クヘシ

- (1) 式ケ年以上実地魚類取引ニ従事シタル者
- (2) 新規加入又ハ承継人ノ本籍及住所氏名年令
- (3) 營業ノ種類及商号
- (4) 間屋ヲ営ム組員參名ノ保証書
- (5) 新規加入及承継人ノ戸籍抄本、印鑑証明書
- (6) 市町村長ノ証明書
- (7) 被承継人ノ連署
- (8) 第一号ノ証明書

第九条 加入ヲ許可セラレタルモノハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ五日間以内ニ左記身元保証金及手数料ヲ組合ニ納付シ組合鑑札ノ交付ヲ受クヘシ但シ相続ニヨルモノハ新ニ身元保証金ヲ要セス

一、身元保証金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{間屋ハ金參百円也} \\ \text{仲買ハ金百円也} \end{array} \right.$

一、手 数 料 $\left\{ \begin{array}{l} \text{間屋ハ金參拾円也} \\ \text{仲買ハ金拾円也} \end{array} \right.$

前項加入ヲ許可シタルトキハ理事長ヨリ組合一般ニ通告スルモノトス

第十条 加入ノ許可ヲ受ケタル者請求ニ関シ虚偽ノ行為アリタルトキハ其許可ヲ取消

シ手数料ハ之ヲ返還セス

第十一条 新規加入及營業權ノ譲渡ニ因リ組合ニ加入シタル者ハ組合ハ三日間組合事務所ニ其旨ヲ揭示ス

第十二条 組合加入ノ許可ヲ受ケタル者ニ対シ当組合ハ營業權ノ将来ニ付キ責任ヲ負ハサルモノトス

第十三条 組合員商号ヲ変更セントスル時ハ其理由ヲ明記シ理事長ノ承認ヲ受クヘシ但シ理事長ニ於テ承認シタル時ハ各組合員ニ通知スルモノトス

第十四条 組合員ハ組合鑑札ヲ他人ニ貸与スルコトヲ禁ス

第十五条 左ノ場合ハ三日以内ニ之ヲ組合ニ届出テ更ニ鑑札ノ交付ヲ受クヘシ

(1) 氏名商号ニ変更ヲ生シタルトキ

(2) 紛失毀損又ハ文字不明トナリタルトキ

第十六条 組合員ハ新ニ同一同音又ハ類似ノ商号ヲ使用スルコトヲ得ス

第十七条 組合員廃業ヲ為シタル時ハ五日以内ニ其旨ヲ組合ニ届出ツヘシ此ノ届出ヲ為サ、ル者ハ組合費ノ負担ヲ免ル、コトヲ得ス

但シ身元保証金アル者ハ同時ニ其ノ返還ヲ請フヘシ

第三章 組合ノ管理

第一節 役員及代議員

第十八条 当組合ニ左ノ役員及代議員ヲ置ク其任期式ケ年トス

組 合 長 壹名

副組合長 貳名

理 事 長 壹名

副理事長 壹名

理 事 参名

監 事 貳名

代 議 員 貳拾壹名

第十九条 組合長、理事長、監事及代議員ハ組合中ヨリ組合員之ヲ選挙ス

第二十条 副組合長ハ組合中ヨリ組合長之ヲ選任シ副理事長、理事ハ組合中ヨリ理事長之ヲ選任ス

欠員ノ場合又同シ

第二十条ノ二 前二条ニ依リ選挙セラレタル監事ヲ除キタル組合長以下ノ役員ハ当然

代議員ニ選挙セラレタルモノト看做シ之レヲ兼任スルモノトス

監事ハ会議ニ臨ミ意見ヲ述フルコトヲ得

但シ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第二十一条 組合長ハ組合ヲ代表シ組合事務一切ヲ統轄シ書記、事務員ノ任免及賞罰ヲ行フ

第二十二条 組合長ハ提出シタル議案ニ関シ總會ト甚シキ意見ノ枵格アルトキハ總會ノ休会ヲ命スルコトヲ得

第二十三条 組合長總會ノ休会ヲ命シタルトキハ遲滞ナク其理由ヲ組合員ニ告知スヘシ

第二十四条 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ重要問題ニ関シ組合長及理事長ノ諮問ニ応ス

第二十五条 理事長ハ組合長ニ代リ組合一切ノ業務ヲ執行スル権能ヲ有ス

第二十六条 副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス理事長副理事長共ニ事故アル時ハ理事中ヨリ互選シテ之カ代理者ヲ定ム

第二十七条 理事ハ理事会ノ決議ニ基キ事務ヲ掌理ス

第二十八条 監事ハ組合ノ事務ヲ監査シ且ツ理事会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得猶理事ノ行為ニ不当アリト認メタル時ハ臨時總會ノ請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条 代議員ハ總會ニ於テ組合員ヲ代表シ一切ノ議案ヲ議決ス

代議員ハ代理ヲ以テ議決権ヲ行フコトヲ得ス

第二十九条ノ二 役員辭職ノトキハ總會ニ報告スルモノトス

第三十条 役員ニ欠員ヲ生シタル時ハ補欠選挙ヲ行フコトヲ得

第三十一条 役員總辭職ヲ為シタル時ハ一ヶ月以内ニ改選ヲ行フモノトス此場合ニ於ケル新任者並ニ補欠員ノ任期ハ前任者ノ任期トス

第三十二条 理事及監事ノ選挙ハ単記無記名トシ評議員ノ選挙ハ連記無記名トス得票同数ナル時ハ年長者ヲ以テ當選者トナシ同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条 組合長理事長監事及代議員ノ選挙ハ組合員二分ノ一ノ投票ヲ要ス但シ代理投票ヲ許サス

第三十四条 理事長ハ組合員全数ノ三分ノ一監事ハ六分ノ一代議員ハ貳拾票以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十五条 前条ノ得票ニ依リ役員所定数ニ充タサルトキハ得票多数ノ者ヨリ順次理事長ニ付テハ參名監事ニ付テハ六名ヲ選ヒ之ニ対シ決選投票ヲ行フモノトス此場合ニ於テハ第三十三条、第三十四条ヲ適用セス

但シ同数ノ場合ニ於テハ第三十二条ノ例ニ従フ

第三十六条 代議員所定数ニ充タサルトキハ其欠員ニ対シ更ニ選挙ヲ行フモノトス

第三十七条 選挙ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 役員総辞職ヲ為シタル時ハ總會ヲ開キ組合員中ヨリ七名以内ノ委員ヲ選挙シ後任者決定マテ其事務ヲ取扱ハシム

第三十九条 役員及代議員ノ満期改選ハ一ヶ月以前ニ之ヲ行フ

第二節 會議

第四十条 會議ハ定時總會、臨時總會理事会トス

第四十一条 組合總會ハ代議員ヲ以テ組織ス總會ニ正副議長ヲ置キ代議員中ヨリ互選ス

第四十二条 總會ハ組合長之ヲ招集ス

第四十三条 議長ハ議事ヲ整理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アル時ハ之ニ代ル

第四十四条 議長副議長共ニ事故アル時ハ代議員中ヨリ仮議長ヲ定ム

第四十五条 議長及副議長ノ任期ハ代議員ノ任期ニ依ル

第四十六条 總會ハ代議員半数以上ノ出席ニ依リ成立ス

第四十七条 總會ノ決議ハ出席代議員ノ過半数ニ依ル

可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス出席代議員半数ニ滿タサル時ハ仮決議ヲナシ更ニ七日以内ニ總會ヲ開キ其席員数ニ拘ラス仮決議ヲ確定スルコトヲ得

第四十八条 定期總會ハ毎年一月ヲ以テ開催シ前年度ニ於ケル収支決算及事業ノ報告並ニ翌年度ノ収支予算ニ付承認ヲ求ムルモノトス

但シ予メ通知シタル他ノ議案ヲ審議スルコトヲ得

第四十八条ノ二 臨時總會ハ組合長及監事ニ於テ必要ト認メ又ハ代議員七名以上ノ請求アリタル時之ヲ開會ス

第四十九条 臨時總會ノ請求ニハ會議ニ附スヘキ事項ヲ明記スルコトヲ要ス

第五十条 總會ノ招集ハ會議ニ附スヘキ事項開會期日及場所ヲ三日以前ニ通知スルモノトス

但シ緊急ノ場合ハ此ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第五十一条 總會ノ決議事項ニツキ特別利害關係ヲ有スル代議員ハ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第五十二条 理事会ハ理事長之ヲ開ク

第五十三条 理事長ハ理事会ノ議長トナリ諸般ノ事務ヲ協議ス^(ママ)

第五十四条 会議ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 営業取締

第五十五条 産地ヨリ直接送荷ヲ引受ケ之ヲ仲買ニ販売スル者ヲ問屋業トシ問屋ヲ經テ之ヲ一般ニ販売スル者ヲ仲買業トス

但シ問屋ハ仲買ヲ兼業スルコトヲ得

第五十六条 仲買業者ハ問屋行ヲ為スコトヲ得ス若シ仲買業者又ハ組合員ニ非ラサル者ニ対シ市場ニテ販売スルヲ目的ヲ以テ荷主ヨリ第三条ノ商品ヲ送りタル場合ニ理事長ニ於テ適当ト認ムル問屋業者ヲシテ之ヲ売捌カシメ其止切金ヲ荷主ニ送附セシム^(ママ)

第五十七条 前条ノ送荷ニ接シタル仲買業者ハ速ニ之ヲ組合ニ届出テ其指導ヲ受クルモノトス

第五十八条 仲買業者ハ組合外ノ者ヨリ商品ノ買入ヲ為スコトヲ得ス

但シ旧來取引アル日本橋四日市組合及東京鯉節組合員^(ママ)ノ及扱ニ係ル塩乾魚ニシテ理事長ノ承認ヲ經タルモノハ此限りニ非ス

第五十九条 同一地方ノ魚類ヲ引受ケ之ヲ販売スル者ハ適當ナル申合規約ヲ作り理事長ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第六十条 前条ノ問屋ハ其員數ニ從ヒ參名以内ノ總代ヲ選ヒ之ヲ組合ニ届出ツヘシ

第六十一条 塩乾魚ニシテ量目取引ヲ為スモノハ百分ノ二ノ割合ヲ以テ入目引ヲ為スコトアルヘシ

第六十二条 問屋ハ委託販売ニ付荷主ヨリ手数料トシテ其売捌代金ニ対スル百分ノ七以上百分ノ拾以内ヲ取得ス

第六十三条 委託品ハ當市場ニ到着迄ノ費用及立替金、保管料其他諸費共荷主ノ負担トシ仕切書ニ明記シ計算ヲ為スヘシ

第六十四条 荷主ニ於テ組合員ニ委託ヲ為サントスル時ハ前委託ヲ受ケタル問屋ハ委託品ノ時価ニ対スル百分ノ三ノ手数料及ヒ之ニ附帶セル一切ノ費用ヲ荷主ヨリ徴收スルモノトス

但シ此場合ハ其手数料ノ支払ヲ受ケタル後荷物ノ引渡ヲ為スモノトス

第六十五条 問屋ハ委託品保管ノ責ニ任スト雖モ自然ニ生シタル性質減量若クハ不可

(ママ)

抗方ニ依リ生シタル損害ニ付テハ其實ニ任セス

第六十六条 問屋ハ量目ヲ為ス荷物ニ対シ荷主ニ於テ其荷物ニ量目ヲ表記シ仲買ハ之ヲ以テ取引スルコトヲ承諾シタルモノノ外ハ量目ヲ改換スルモノトス

第六十七条 取引ハ総テ現金トス若シ不払者アルトキハ理事長ニ申告スルコトヲ得

第六十八条 理事長前条ノ申告ヲ受ケタルトキハ不払者ニ対シ警告ヲ為シ之ニ応セサル場合ハ取引拒絶ノ旨ヲ通知スルコトヲ得前項取引拒絶者ト取引ヲ為ス組合員ニ対シテハ第九十五条ヲ適用ス

第六十九条 組合員ハ取引上其使用人ノ為シタル行為ニ付其責ニ任スルモノトス但シ使用人ノ不正行為ニ付テハ此限リニ非ス

第七十条 組合員ハ理事長ノ許可ナク附属業ノ団体ニ加入シ其業務ヲ営ム事ヲ得ス

第五章 市場取締

第七十一条 開市時間ハ毎早朝ヨリ正午迄トス

但シ時期ニ依リ夕市ヲ開市スルコトヲ得

第七十二条 組合員ノ閉市後直ニ仮設物ヲ撤去シ二時間以内ニ市場ヲ清潔ニ掃除スベシ

第七十三条 市場内ニ於テ腐敗シタル魚介並ニ貝殻、魚腸、空器、塵芥及汚水等ヲ道路若クハ下水ニ遺棄シ又ハ交通ノ妨害ヲナスベカラズ

前項ノ魚腸骨類及汚水等ハ警察官庁ノ指示モ受ケ必要ニ応ジタル容器ヲ備ヒ閉市前マデニ腸屋ヲシテ之ヲ收拾掃除セシメ毎日停滞スルコトナク搬出セシムルモノトス塵芥其他ノ廃物ハ速カニ常置ノ掃除夫ヲシテ毎日閉市後一定ノ場所ニ搬出セシムルモノトス

第七十四条 役員並ニ事務員ノ職務執行ヲ妨害スベカラス

第七十五条 当組合員ハ毎年杓月杓日及毎月廿二日休業ス緊急ノ場合ハ總會ノ決議ニヨリ臨時休業スルコトアルヘシ

第七十六条 組合員ハ道路其他指定外ノ場所ニ於テ商取引ヲ為スコトヲ得^(ママ)
(ス脱カ)

第七十七条 組合員ハ理事長ノ許可ヲ得スシテ売場所変更又ハ移転若クハ他人ニ使用ヲ許シ又ハ譲渡スルコトヲ得ス

第七十八条 組合ノ定メタル取締事項ニ違反シ組合員全般ノ迷惑トナル行為ヲ為シ他ノ營業ヲ妨害スヘカラス

第七十九条 組合員ハ中傷ノ行為ヲ為シ他ノ營業ヲ妨害スヘカラス

第八十条 其筋ノ指令ニ基キ理事長ヨリ通達シタル事項ハ厳ニ之ヲ遵守スヘシ

第八十一条 組合員ニシテ除名又ハ脱退シタルトキハ売場使用ノ権利ヲ喪失スルモノトス

第八十二条 組合員ハ営業ヲ休止シ又ハ其他ノ事項ニ依リ売場所ヲ使用セサルトキハ直ニ理事長ニ届出ツヘシ

第八十三条 組合員ハ交附セラレタル商号記載ノ標札ヲ必ス各自ノ店頭ニ掲クヘシ

第八十四条 当組合ニ於ケル附属業者ハ左ノ五種トス

一、運送業

一、附属商

一、車茶屋

一、小揚及軽子業

第八十五条 前条附属業者ハ各業種別ニ依リ組合ヲ組織シ申合規約ヲ作り当組合ノ承認ヲ受クヘシ

理事長前項ノ承諾ヲ与ヘタルトキハ組合一般ニ通告スルモノトス

第八十六条 附属業者ニシテ組合ノ通達ヲ履行セサルトキハ当組合ハ其ノ承認ヲ取消シ組合一般ニ通告スルモノトス

第八十七条 附属業者取締規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 組合経費及会計

第八十八条 組合員ハ間屋ト仲買ノ區別ニ従ヒ毎月一定ノ組合費ヲ負担スル義務ヲ有ス

第八十九条 組合費ノ負担額及徴収方法ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第九十条 当組合ノ会計年度ハ其年春月ヨリ拾貳月迄トス

第九十一条 保証金及其他ノ供託金ハ特別会計トシ總會ノ認ムル銀行ニ預金シ其収支ヲ總會ニ報告スルモノトス

第九十二条 特別会計ハ組合経費トシテ使用スルコトヲ得

但シ總會ノ決議ヲ経テ一時借入ヲ為スコトヲ得

第九十三条 脱退シ又ハ除名セラレタル組合員ハ組合ノ財産ニ対シ何等ノ権利ヲ有セス

第七章 違約処分及脱退

第九十四条 組合員ハ左ノ事由ニ因リ脱退ス

但シ継承有無ノ届出ハ壹ヶ月以内トス

- (1) 死亡
- (2) 破産
- (3) 禁治産
- (4) 除名

第九十五条 組合員ニシテ組合員ノ体面ヲ毀損シ又ハ不法行為アリタル時及正当ノ事由アル場合ニ限り総会ノ決議ニ依リ組合ヨリ除名ス

第九十六条 組合規約ニ違反シ組合長又ハ理事長ノ命令ヲ背セサル者ハ総会ノ決議ニ依リ金拾円以上貳百円以内ノ違約金ヲ徴収ス此違約金ヲ差出ササル者ニ対シテハ組合ハ参ケ月店舗使用停止ヲ命ス
但シ休業中ト雖モ店舗使用料ハ免除セス

第九十七条 前条店舗使用停止期間ヲ経過スルモ猶違約金ヲ納付セサル者ハ総会ノ決議ニ依リ組合ヨリ除名スルコトアルヘシ

第九十八条 組合員ニシテ組合外ノ者ト共同シテ營業ヲ為シ若クハ其者ノ為ニ業務ヲ営ムモノアルトキハ第十六条及ヒ第九十七条ヲ適用ス

第九十九条 除名セラレタル組合員ニシテ身元保証金アリ且滞納賦課金若クハ違約金等アル時ハ之ヲ控除シ残額ヲ返還ス

第一百条 除名セラレタル組合員ハ再ヒ当組合ニ加入スルヲ得ス

第一百一条 組合費貳ヶ月以上ノ滞納者ニ対シテハ掲示催告ヲナシ猶背セサル者ハ規約ニ依リ処分ス
(ママ)
補 期

第一百二条 本規約ハ警視庁ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス

第一百三条 本規約ヲ変更セントスルトキハ総会ノ決議ヲ經テ警視庁ノ認可ヲ受クルモノトス

第一百四条 組合ニ顧問ヲ囑託スルコトヲ得顧問ハ組合総会其他ノ會議ニ出席シテ発言スルコトヲ得

第一百五条 組合ノ目的ノ変更組合員ノ加入除名組合ノ解散ハ当組合ノ業務執行ノ範圍ニ入ラサルモノトス

第一百六条 本規約施行以前ノ決議ニシテ本規約ニ抵触スルモノハ本規約施行ノ日ヨリ其効方ヲ失フモノトス
(ママ)

第一百七条 本組合ノ存続期間ハ滿五拾ヶ年トス

第百八条 本規約施行ト同時ニ役員代議員全部ノ選挙ヲ行フモノトス

第百九条 前条ニ依ル役員代議員ノ任期ハ昭和四年六月二日ヲ以テ終了ス

第百十条 組合ハ左ノ印鑑ヲ用ユ

東京北 魚市場 組合印

この「組合規約」で特徴的なことは、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第六十六条を通して、問屋の地位を強大なものとして維持し続け守り抜こうという意志である。こうした動きは、大正元年の重要魚市場調査が明示するように、水産物市場における問屋の地位の動揺と深い関連があると考えられる。

さらに、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第九十八条、第百条によって市場規制を厳重に実施し、卸売市場の結束を固め内部崩壊を防ごうとしていることにも注目しておきたい。

Ⅲ 結論的覚書

最後に、今後の考察のためのデータとして確認することのできた事実を今一度再整理しておこう。

(1) 青果物卸売市場について

商品の多くは、生産者自身の出荷になる近郷荷である（第3表を参照せ

4 青果物生産に携わった農民階層の研究は、管見の限りでは皆無である。ただ、勝賀瀬質氏の指摘が「地主や米作農家以外の零細農家」とされるだけである。同『青果物流通の実態 歴史と展望』農山漁村文化協会、1966年、19ページ下段。なお、これに関連して、同ページにおける勝賀瀬氏の次の指摘は極めて重要である。「当時の農会は、地主団体といわれたほど、米の問題については非常に熱心に活動していた。大正七年の米騒動以来、米価が下落したさいには、米の投売り防止運動などを全国的に展開していた時期だった。たまたま青果物について、こうした問題（青果物生産者農民と青果物卸売問屋との間のゴタゴタ…藤田注）が起ってくると、農会としては、これを地主や米作農家以外の零細農家の限られた範囲の問題として、みすこすこともできず、その対策を取り上げざるをえなくなってきた。また農会関係者の中からも、地主団体という汚名を排するために、少しくらいの無理があっても、この業務（青果物生産者農民の立場にたつての取引上の問題の解決…藤田注）を取り入れることが必要だ、とする向きも出てきていた。」

よ)。そして、生産者自身も株主の形をとって卸売業に参加する動きを持ち始めている。問屋業者相互間には荏原青果市場同業組合連合会が結成されている一方、「当市場は此附近に於ける最も古き青果市場にして相当繁栄を来したるも近年に至り入新井町馬込町矢口村、其他隣接町村に相次いで市場の新設を見るに至り其影響を受け取扱高の減少を来せり」（池藤組市場）の記述の示すごとく、競争も激烈である。だが、「联合会規約」が明示するように、小売業者対策が主眼点であり、生産者対策が念頭に上っていないかみえることには十分注目しなければなるまい。この点は、水産物市場の場合、問屋と仲買の利害の相剋をふまえて問屋の地位の保全に腐心していることを考えると重要な事実であろう。

分立する各卸売市場間、あるいは生産地と卸売市場の間には、投師（これこそ、前期的商人範疇としての仲買人の典型といってもいいのではあるまいか）が活躍する。

生産者と問屋業者との取引方法は委託になっている一方、問屋業者と小売人との間の取引は糶売になっている。（なお、問屋業者は小売商人に対して、通例二分から三分の歩戻をなす慣習になっている。）この点、取引方法については、中央卸売市場法成立以後の市場の現象とあまり差異はない。だが、問屋業者と小売人が直接的対応をなしていた点は、相異点として記憶しておかねばなるまい。

それはとも角、「米肥商」範疇でとらえられると想定される問屋業者が、青果物流通市場では一番強力な経済単位であり、卸売業を営んでいたと断定しておいて差し支えあるまい。そして、東京近郊の青果物卸売市場の多くは大正期になって成立してきていることを心にとめておこう。

(四) 水産物卸売市場について

水産物卸売市場では、消費地市場においては、問屋一仲買一小売商の流通経路（東京北魚市場）がみられる。この点、仲買が存在せず問屋一小売

商の流通経路をとっていた青果物卸売市場と異なっている。

「東京北魚市場組合同規約」の「第五十六条 仲買業者ハ問屋行為ヲ為スコトヲ得ス」,「第五十八条 仲買業者ハ組合外ノ者ヨリ商品ノ買入ヲ為スコトヲ得ス」に窺えるごとく水産物卸売市場では、仲買の行動を厳重に制限し、旧来の問屋の地位の保全が計られている。或いは「第九十八条 組合員ニシテ組合外ノ者ト共同シテ営業ヲ為シ若クハ其者ノ為ニ業務ヲ営ムモノアルトキハ第十六条及ヒ第九十七条ヲ適用ス」として、これまでの流通経路の保全があくまでも考えぬかれている。

このような条文の規約を作らせたもの、それが、いわゆる単複問題に窺える、水産物市場における強力な漁業資本の発達にあることは十分に推測されてよい。

以上が、本書の内容の検討を通して得られた結論である。

(附記) 本文引用史料部分のゴチック文字形式は、私が強調するためにえらんだ表記法にすぎない。

(1968年5月28日)

第3表 各市場商品入出荷経路・産地関係表

市場名	近郷荷(生産者)	旅荷(直接出荷)	旅荷(投師)	旅荷(各市場問屋の廻送)	買人(小売人)の店舗所在地
大井町食品市場	神奈川県(蔬菜)・(7割); 荏原郡(蔬菜)・(3割)	静岡・千葉・和歌山・茨城・青森(果物)	神田・京橋・千住各市場より(蔬菜)	東京(青果)	大井町(大部分) 荏原町・品川町・大森町
大森青物市場	神奈川県(主); 荏原郡	静岡・千葉・愛知; 青森・北海道(リンゴ)	—	—	大森町
蒲田 "	神奈川県橋樹郡・川崎市(6割); 矢口村・東調布町	千葉(里芋)	東京方面より(果物)	神田・江東より	蒲田町・羽田町・大森町
六郷食品市場	荏原郡六郷町・羽田町・大森町・東調布町・玉川村; 神奈川県橋樹郡・日吉村・御幸村	和歌山・静岡・山梨・茨城・埼玉・千葉	神田・京橋・千住(蔬菜)	廻送あり	六郷町・蒲田町・川崎市・鶴見町
矢口 "	矢口村(7割)・池上町・東調布町; 神奈川県	—	" (青果)	—	蒲田町・矢口村・池上町
池藤組市場	池上町・馬込町・東調布町・矢口村	静岡(ミカン)	東京方面より(蔬菜・果物)	京橋・神田・千住	池上町・入新井町・馬込町
丸新青物市場	馬込町・池上町・東調布町・矢口村; 神奈川県御幸村・日吉村	—	搬入あり	"	入新井町・大井町・池上町・馬込町
蛇窪食品市場	神奈川県(主); 大崎町・大森町(僅少)	静岡・埼玉・茨城	京橋・千住	神田・京橋	荏原町・大井町
目黒 "	碑衾町・馬込町・世田ヶ谷町・東調布町・池上町・玉川村・砧村(5割); 神奈川県橋樹郡・都築郡・北豊島郡(大根・人参・午旁)(5割)	和歌山・静岡(ミカン); 新潟(ナシ); 埼玉(甘藷・里芋); 北海道(玉ネギ・馬鈴薯); 青森(リンゴ); 静岡・千葉(玉ネギ)	京橋・神田・千住	東京方面及郡部市場	荏原町・大崎町・品川町・馬込町・碑衾町・目黒町
萬寅 "	碑衾町(蔬菜)(主)	大阪府・静岡(玉ネギ・キャベツ・ナシ)	神田・千住・京橋(蔬菜)	丁又支店(果物)	大崎町・荏原町
調布市場	神奈川県(8割)(蔬菜・モモ・ナシ); 東調布町・池上町・矢口村・玉川村・碑衾町	所沢・川越(甘藷・里芋)	神田・京橋・千住	京橋・神田・千住・川崎(果物)	東調布町・池上町・矢口村・荏原町
馬込市場	池上町・東調布町・玉川村・碑衾町(6割); 橋樹郡・都築郡(4割)	千葉(土物)	東京・横浜	江東・神田・赤羽	馬込町・荏原町・大井町・碑衾町・池上町
世田ヶ谷青物市場	世田ヶ谷町・駒沢町・碑衾町・砧村・玉川村(6割); 神奈川県生田村・稲城村・宮前村・向丘村(4割)	—	京橋・神田・千住	神田・京橋	世田ヶ谷町・目黒町・渋谷町
太子堂食品市場	世田ヶ谷町・駒沢町・砧村(6割); 神奈川県橋樹郡(4割)	—	神田	—	世田ヶ谷町・駒沢町・目黒町
太子堂青物市場	世田ヶ谷町・駒沢町・玉川村・砧村(8割); 神奈川県(蔬菜・ナシ・モモ)(2割)	大宮(甘藷・里芋・馬鈴薯)・西新井町(キャベツ)	京橋・神田(蔬菜・果物)	神田・京橋(玉ネギ・キャベツ・果物)	駒沢町・世田ヶ谷町
駒沢 "	世田ヶ谷町・駒沢町・碑衾町・玉川村(6割); 神奈川県橋樹郡・都築郡(2割)	静岡(果物); 千葉(サヤエンドウ)	神田・京橋	神田・京橋	世田ヶ谷町・駒沢町・目黒町
玉川食品市場	玉川村・砧村・世田ヶ谷町; 神奈川県橋樹郡	—	京橋・神田	駒沢市場經由神田・京橋	玉川村・駒沢町・世田ヶ谷町・神奈川県
松沢 "	松沢村・千歳村・世田ヶ谷町・和田垣内町・高井戸町; 神奈川県稲城村	—	松戸・川口	神田・江東・品川	松沢町・代々幡町・和田垣内町・渋谷町・世田ヶ谷町
杉並 "	杉並町・野方町・久留米村・井荻村・高井戸村・保谷村・和田垣内町	北海道(馬鈴薯)・青森(リンゴ)・山梨(ブドウ)・静岡(ミカン)	松戸	神田・京橋	中野町・杉並町
共同 "	井荻町・杉並町・高井戸町・武蔵野町・田無町・保谷村; 神奈川県稲城村(ナシ)	山梨(モモ・カキ・ブドウ)・深谷(ネギ)・船橋(葉物)	市川・船橋・八幡・千住	神田・京橋	井荻町・杉並町
萬屋 "	野方町・井荻町・石神井村・久留米村・保谷村	—	松戸	—	杉並町・野方町
丸八 "	井荻村・練馬村・石神井村・大泉村・片山村・久留米村・保谷村・田無町(7割)	—	神田・板橋・千住(葉物・果物)	—	中新井町・中野・荻窪・吉祥寺・田無町(含投師)
武蔵野青物市場	上板橋町・練馬村・赤塚村・石神井村; 浦和・岩槻	—	松戸	神田(果物・土物)	上板橋町・練馬村・長崎町
下宿 "	上練馬村・下練馬村	—	—	—	板橋;(但し投師多し)
岩淵 "	岩淵町; 埼玉県北足立郡	静岡(果物)	神田・千住・板橋	—	岩淵町・十条町・板橋
西新井 "	西新井村・伊興村・梅島村・江北村; 埼玉県鳩ヶ谷・浦和	—	(果物・人参・ゴボウ・練馬大根)	東洋・江東(果物)	西新井村・千住町・王子町・板橋町・岩淵町(含投師)
四ツ木食品市場	南葛飾郡; 千葉県; 埼玉県葛飾郡・南埼玉郡	静岡(ミカン)	江東・千住・板橋	江東	吾妻町・寺島町・隈田町・本田町・奥戸村
葛西 "	葛西村(主)・瑞江村・松江村	—	—	神田・船橋(但下に同)	砂町・葛西村・瑞江村・松江村(含商人)
小島 "	葛西村(主)(6割)	—	—	京橋(但市場自身の搬入)	附近の農家が行商目的; 砂町

注(1)(2)(3)(4) 各欄の棒線は取引関係の存在を示し、その直近地名にのみついでる説明。本「調査」の荷主及買人欄の記載に於いて、忠実に表記すれば第三表のごとくになる。旅荷(直接出荷)とは遠隔地荷主の直接出荷のこと。